

# 隠岐広域連合広域計画

平成27年2月

隠岐広域連合

# 目 次

## I 序論

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の圏域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の構成及び期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (1) 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (2) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## II 基本構想

- 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (1) 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (2) 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 今後の運営指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (1) 開かれた広域連合施策の展開及び事務の効率的実施・・・・・・ 2
  - (2) 事務の調査研究及び事務改善の推進・・・・・・・・・・・・ 3
  - (3) 国・県の権限及び権限に属する事務の広域連合事務化の推進・ 3
  - (4) 組織体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## III 基本計画

- 1 広域連合が処理する事務の現状並びに今後の方針・・・・・・・・ 4
  - [1] 医療提供体制の基本方針に関すること・・・・・・・・・・・・ 5
  - [2] 介護保険の実施に係る基本方針に関すること・・・・・・・・ 10
  - [3] 消防の基本方針に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - [4] 障がい者福祉及び障がい児福祉の基本方針に関すること・・・・ 14
  - [5] フェリー及び超高速船運航の基本方針に関すること・・・・ 16

## IV 計画の改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

# I 序論

## 1 計画策定の趣旨

隠岐広域連合（以下「広域連合」という。）は、島根県、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町（以下「構成団体」という。）によって構成される行政組織であり、離島隠岐の医療提供体制の充実、介護保険の事務効率化、消防行政、障がい者(児)施策の充実等について、広域行政事務を処理するために設置された。

広域連合は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域計画の策定が義務づけられている。

本計画は、広域連合の事務に関して、構成団体の諸課題でもある少子高齢化、過疎化、地方分権、財政健全化等にも配慮しながら、相互に役割を分担し、すべての島民が等しくサービスの提供を受け、豊かで安心して暮らせる地域づくりを目指して策定する。

## 2 計画の役割

この計画は、構成団体の総合振興計画、離島振興計画、過疎計画ほか、関係諸計画との調和を図りながら、広域連合の事務の総合的かつ計画的な処理を行うための計画とする。

## 3 計画の圏域

この計画は、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町（以下「構成町村」という。）を圏域とするが、広域連合と他の広域圏等との連携または交流の必要がある場合は、圏域外についても計画の対象とする。

## 4 計画の構成及び期間

### (1) 計画の構成

#### ア 基本構想

基本構想は、広域連合の事業運営における指針を定め、構成団体と広域連合との相互間の整合性を図り、圏域の発展に寄与し、島民が豊かで安心して暮らせるように医療・福祉等の向上を図るため、広域連合が定める。

#### イ 基本計画

基本計画は、広域連合が処理する事務の現状や課題を把握し、基本構想を基に圏域の将来を見据えた事務の方針を定め、その実現に努める。

また、事務の評価を毎年度実施する。

### (2) 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から31年度までの5年間とする。

## Ⅱ 基本構想

圏域の発展と島民の医療・福祉等の向上等、安心して暮らせる島づくりを基本に、圏域の現状を踏まえ、広域連合の運営方針を基本構想として定める。

### 現状と課題

#### (1) 現状

広域的に処理することが適切な事務として、隠岐広域連合規約（平成11年8月13日自治許第643号）第4条に掲げる事務を行っている。

当圏域は、4つの有人島で構成される外海離島という地理条件にあり、広域連合には、効率的かつ効果的な広域行政事務の執行が期待されている。

#### (2) 課題

現代社会は、少子・高齢化の進行、地方行政の構造改革の進展、高度情報化の進展に加え、構造不況による社会・経済構造の変化が進みつつあることなどから、行政ニーズはますます多様化・複雑化してきている。

構成団体は、これら様々な行政需要に的確に対応するとともに、効率的かつ効果的な行財政運営により、圏域の発展と島民の医療・福祉等の向上を図っていくことが重要となっており、広域連合も多様化・複雑化する行政需要に対応した広域行政施策の実施が求められている。

広域連合は、圏域の発展と島民の医療・福祉等の向上を図るため、広域行政の実施主体として、組織運営の効率化、事務の見直し、財源の重点的配分等を行うことにより、効率的かつ効果的な行財政運営を目指す必要がある。

### 今後の運営方針

大きく変化しつつある社会情勢や経済構造に対応し、構成団体と連携しながら、限られた財源を重点配分することで、圏域の広域行政を積極的に推進する。

社会情勢等各種情報の収集、蓄積、政策形成及び施策遂行能力の強化・育成に努める。

構成団体の事務並びに国、県の権限及び権限に属する事務の広域連合事務化を推進し、構成団体の行政基盤の安定化を図り、島民が安心して暮らせる環境と個性や活力ある圏域の創出を目指す。

#### (1) 開かれた広域連合施策の展開及び事務の効率的実施

開かれた広域連合施策を展開するために、島民意見の反映や構成団体の連絡調整を行うとともに、各種情報の提供と相互の情報・意見の交換等を行う。ま

た、事務の評価及び点検を実施し、効率的かつ効果的な事務運営を行う。

## **(2) 事務の調査研究及び事務改善の推進**

常時、情報の収集・蓄積を行い、事務の実施状況及び実績等を分析・調査するとともに、構成団体への情報提供、連絡調整を行い、社会情勢の変化及び情報技術の進歩に迅速かつ的確に対応した事務を推進する。

## **(3) 国・県の権限及び権限に属する事務の広域連合事務化の推進**

広域行政を積極的に推進して圏域の発展と島民の医療・福祉等の向上を図る観点から、国・県が進める地方分権の流れに対応して、権限及び権限に属する事務について、広域連合が新たに広域的に対処することが適切な事務を調査研究し、共同化を推進する。

## **(4) 組織体制の構築**

以上の運営方針に基づいて広域行政事務を推進するために、調査研究及び政策形成体制と専門的、技術的分野での事務実施体制の強化・整備を図る。

## Ⅲ 基本計画

### 1 広域連合が処理する事務の現状並びに今後の方針

広域連合と構成団体が相互に役割分担を行い、基本構想に基づき必要な事項について、事務の現状を把握し、今後の5年間を目標とする方針を基本計画として定める。

#### 【広域連合の処理する事務】

- [1] 医療提供体制の基本方針に関すること。
- [2] 介護保険の実施に係る基本方針に関すること。
- [3] 消防の基本方針に関すること。
- [4] 障がい者福祉及び障がい児福祉の基本方針に関すること。
- [5] フェリー及び超高速船運航の基本方針に関すること。

# [ 1 ]

## 医療提供体制の基本方針に関すること

### 現状と課題

日本の医療を取り巻く環境は、著しく変化しており、診療報酬のマイナス改定、消費税増税による病院経営への影響及び医療制度改革への対応など多くの課題が山積している。隠岐圏域においては、医療提供体制の土台である医師・看護職員等医療従事者不足が依然、継続しており、抜本的な対策が急がれる状況にある。

引き続き、島根大学、鳥取大学、島根県等の支援・協力を仰ぎながら、安定した医療提供体制を継続できるよう、適切な機能連携・分担を行いながら、効率的な病院運営を行っていく必要がある。

#### (1) 隠岐病院

平成24年5月の現地建替えに伴い、建物・医療機器が新しくなりハード面に関しては、病院機能が十分に発揮できる療養環境が整ったところである。

医療機能については、救急医療、高度医療、手術、リハビリテーション、終末期ケア及び保健福祉との連携等（地域包括ケア等）の充実・強化を引き続き検討する必要がある。

また、隠岐圏域の中核病院として、島前地域に対する支援が求められており、隠岐島前病院単独では、確保が難しい診療科への医師派遣支援などを充実する必要がある。

良質な医療を継続して提供していくためには、安定した経営基盤が必要不可欠であり、人口減少等に伴う患者数の減少、診療報酬の低下、消費税増税による病院経営への影響及び医療制度改革など、多くの課題に対応するため、第3次隠岐病院経営改革計画（平成27～29年度）を平成26年度中に策定し着実な推進を図る必要がある。

#### (2) 隠岐島前病院

平成13年3月に療養病床等の拡充により、島前地域の中核的医療機関としての役割を担う病院となったところである。

平成20年6月には、Web型の電子カルテ<sup>\*1</sup>を導入して、島前地域の医療機関でカルテ情報を共有化した。平成25年1月には、CTの更新、X線透視、レントゲン等の医療機器のデジタル化を行った。

また、関係諸機関と連携しながら、保健・医療・福祉を一元化したサービス

\*1 電子カルテ…診療情報について、従来の紙カルテに代えて電子情報化し、コンピュータ上で編集・管理し、診療の効率化を図る仕組み。

提供に取り組む中、平成26年4月には、リハビリ施設の拡充を図り、更なる島前地域の医療提供体制の充実・強化に努めている。

平成22年度に外科医師が不在となり、内科系総合医が外科を兼務する診療体制としたことから、医師1名当たりの患者数、宿当直回数等は、従来以上に増えており、他機関の医師による代診や当直応援などに加え、医師事務作業補助者<sup>\*2</sup>を充実する必要がある。

医療技術者については、全国に向けた情報発信や、離島看護研修プログラムなどにより看護師は、充足しつつあるものの、全体的には、十分な状況になく、引き続き確保に向け取り組む必要がある。

経営面では、近年の診療報酬の抑制傾向などにより、病院経営は、厳しさを増すことが見込まれ、病院経営の健全化に向け第3次隠岐島前病院経営改革計画(平成27年～29年)を平成26年度中に策定し、着実な推進を図る必要がある。

### **(3) 本土側医療機関との連携**

外海離島という地理的条件や人口規模等の制約から、隠岐圏域内では確保が困難な医療機能があるため、それらの医療機能については本土側医療機関と役割分担を明確にし、連携を図る必要がある。

本土側医療機関への急患搬送については、患者の身体的、精神的負担に加え経済的負担にも配慮しながら、迅速かつ円滑に実施する必要があり、本土側医療機関との連携体制を更に充実する必要がある。

また、本土側医療機関への通常の転院や、隠岐圏域の医療機関への再転院についても、医療機関相互の連携体制の強化・充実を図る必要がある。

平成19年からレインボープラザを活用して、妊産婦等の通院用宿泊施設(患者等宿泊ルーム)として提供してきたが、近年、隠岐圏域での出産体制が充実したことに伴い、利用率の低下が施設経営に影響を及ぼしていることから、施設全体の存続も含め検討する必要がある。

### **(4) 医師・医療技術者の確保**

常勤医師については、島根大学、鳥取大学、島根県等の支援により、かろうじて医師の体制が確保されているが、確保できない診療科もあり、安定的な確保が困難な状況にある。

医療技術者については、確保に向けて努力を続けているが、難しい状況が続いている。特に、隠岐病院では、薬剤師、臨床工学技士、看護師、助産師及び保健師、隠岐島前病院では看護助手の必要数の確保が困難となっており、抜本的な対策をする必要がある。

広域連合では、医学生及び医療技術学生への修学資金貸与制度等を設けており、一定の成果を上げているが、安定的な医療提供体制の確保・充実を図るためには、更に人材確保に向けた取り組みを強化する必要がある。

---

\*2 医師事務作業補助者…医師が行う業務のうち、事務的な業務をサポートする職種



## (5) 救急医療対策事業

圏域内の救急医療に関しては、初期救急医療の確保を図るため、在宅当番医制度事業<sup>\*3</sup>を島前医師会及び島後医師会に委託している。

救急医療体制を維持するため、引き続き事業を実施する必要がある。

## 今後の運営方針

圏域内の中核病院として、医療制度改革等に対応し持続可能な医療提供体制が確立されるよう、本土側医療機関との適切な機能連携・分担を行いながら、効率的な病院運営を行っていく。

また、医師等の医療従事者の人材確保を引き続き実施し、更なる取り組みを強化する。

### (1) 隠岐病院の医療機能の充実

ア 隠岐病院経営改革計画に基づき、安定的な医療が提供できるよう経営健全化に努める。

イ 救急医療、高度医療、手術、リハビリテーション、終末期ケア及び保健福祉との連携等（地域包括ケア等）の充実・強化について、診療報酬改定の状況、採算性や施設整備との整合性を踏まえながら、計画的に推進する。

ウ 医療機器の整備については、医療機器整備計画に沿って、計画的に整備を進める。

エ 島前地域に対する支援については、隠岐島前病院の外来診療の充実に必要な医師（パート含む）の隠岐病院での確保を図るとともに、職員の交流を進める。

オ 島前地域の血液透析患者について、隠岐病院で透析治療が受けやすくなるよう運用等を検討する。

カ 町や保健所と連携し、地域住民の疾病予防及び健康増進に向けた体制を強化し、各種検診及び人間ドッグの充実を図る。また、予防医療に対する住民の理解を深め、検診受診率の向上が図られるよう、意識啓発を進める。

### (2) 隠岐島前病院の医療機能の充実

ア 外来診療の充実について、医師の作業効率化を図るため、医療事務作業補助者の資質向上と拡大を検討する。

イ 県が推進するしまね医療情報ネットワーク（まめネット）<sup>\*4</sup>を活用し、医療提供体制の効率化を図るとともに、地域住民の加入促進を図る。

\*3 在宅当番医制度事業…初期救急医療を確保するため、各地域において、医院、診療所が中心となって、当番を決めて休日に救急患者に対応する事業。隠岐地域では、島前医師会及び島後医師会が運営を行っている。

\*4 しまね医療情報ネットワーク（まめネット）…医療機関を相互につなぐ医療情報ネットワークで、例えば複数の医療機関に分散されていた患者の医療情報を「連携カルテ」として共有することで、診断や治療、調剤などを行う際に、より正確な診断、適切な処置を行うことができる。

- ウ 医療機器の整備については、整備計画を基本としつつ、経営面を勘案しながら計画的に整備を進める。
- エ 医療技術者については、医療提供体制の質を維持・推進するため研修会の開催・参加等により資質の向上を図る。
- オ 近年、在宅医療（地域包括ケア）の推進が求められる中、島前地域でも更なる在宅医療の推進のため、関係諸機関と連携を密にし、保健・医療・福祉の一元化したサービス提供体制の取り組みを推進する。また、予防医療に対する地域の理解を深めるため、行政等と連携を図り意識の啓発を進める。

### **（３）経営の安定化**

安定的な医療が提供できるよう経営健全化に努めるため、診療報酬改定等を見定めた病院経営改革計画を策定し、引き続き職員の経営参画意識の向上、経営管理体制の構築を図る。

### **（４）地域医療提供体制の充実**

- ア 住民のかかりつけ医である公立診療所、開業医との連携、機能分担を推進する。
- イ 病院と診療所の医師交流システムである地域医療支援ブロック制<sup>\*5</sup>の充実、拡充を図る。

### **（５）保健・福祉との連携の推進**

- ア 各種保健事業、介護保険事業、老人福祉事業、障がい者（児）福祉事業等が円滑に実施できるよう協力し、関係者との連携体制の強化を図りながら、病院が持つ医療機能の有効活用を進める。
- イ 病院が行う訪問看護や地域リハビリテーション等介護保険事業の充実を図る。また圏域内で地域包括ケアについて検討し、運用体制の構築を図る。

### **（６）本土側医療機関との連携**

- ア 本土側医療機関との役割分担を明確にし、本土側医療機関に依存する医療機能については、搬送手段の維持充実と医療機関相互の連携強化を図る。
- イ 本土側医療機関への入退院時の搬送について、ドクターヘリ及び防災ヘリ等を活用し、患者の身体的・精神的負担に配慮した迅速かつ円滑な搬送体制の確立を図る。
- ウ 入退院時の情報交換の徹底など、地域連携クリティカルパス<sup>\*6</sup>、しまね医療情報ネットワーク（まめネット）等を活用し、医療機関相互の連携体制充実

---

\*5 地域医療支援ブロック制…地域において、拠点となる病院と近隣の診療所の間で、週に1～2日程度診療所医師が病院で勤務し、代わりに病院医師が診療所で専門診療を行ったり、学会や研修会出席時等に代診を相互に行うなどの、医師の相互交流システム。

\*6 地域連携クリティカルパス…急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を行う全ての医療機関で共有して用いるもの。診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができる。

を図る。

エ しまね医療情報ネットワーク（まめネット）の画像中継・診断サービスについて、引き続き円滑な運用を図る。

オ 今後もレインボープラザを通院用宿泊施設（患者等宿泊ルーム）として継続利用することについて、施設全体の利用率や老朽化に伴う改修費用など多角的に検討し方向性を示す。

## （７）医師・医療技術者確保対策の充実

ア 島根大学、鳥取大学や島根県等との円滑な連携体制の維持充実に努めるとともに、島根県が実施している地域医療支援機構や島根県無料職業紹介事業（赤ひげバンク）<sup>\*7</sup>を積極的に活用し、医師の確保に努める。

イ 医療技術者の確保については、積極的に情報提供等を行うとともに、他の公的医療機関等への派遣要望について検討する。

また、職場に愛着がもてるよう新たな人材確保制度、離職防止制度の創設を目指す。

ウ 医師住宅、看護師宿舎の既存施設の修繕を行うとともに、島根県職員宿舎の空室を活用し、Iターン者等に対応するための生活環境整備を推進する。

エ 中高生の看護体験事業を継続することで、修学資金貸与制度及び研修制度の利用につなげUターンによる就職者が増えるよう学校との連携を図り、人材確保制度等のPRや病院情報を積極的に発信するため、インターネットなどを最大限に活用し、情報発信の維持充実に努める。

## （８）救急医療対策事業の充実

救急医療の有効利用と住民理解を促進するため、救急医療体制、在宅当番医制事業に関する情報提供を実施する。

---

\*7 島根県無料職業紹介事業（赤ひげバンク）…島根県が運営する医療従事者等を対象とする登録制度であり、年に4回程度、島根の地域医療情報を提供している。また、就職希望者には希望に沿う就職先の斡旋を行っている（無料職業紹介所）。全国に先駆け、平成14年度から取り組みを行っており、平成25年度までに116名の医師を県内の医療機関に招へいしている。

## [ 2 ]

# 介護保険の実施に係る基本方針に関すること

### 現状と課題

広域連合は、平成 12 年介護保険制度発足当時より、隠岐圏域における「給付の適正化」「保険料の平準化」及びスケールメリットを生かした「財政の安定化」を目指し構成町村との連携のもと、平成 18 年度より地域包括支援センター<sup>\*8</sup>が設置され、新たに新予防給付<sup>\*9</sup>や地域支援事業を実施し、高齢者が安心して暮らし続ける為の事業を行っている。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続出来るようにする為の地域密着型サービス施設の整備を行ってきた。

団塊の世代が 65 歳到達により高齢者は急速に増加し、高齢化は一層早まっている。高齢化率は全国や島根県の平均を大きく上回っており、今後もこの傾向は続くものと予測されている。

圏域における介護保険事業の状況は、要支援・要介護の認定者数が年々増加し、平成 26 年 3 月末現在の認定者数は 1, 835 名、認定率は 23. 2% で、県平均の 20. 7% と比較して 2. 5 ポイント高い状態になっており、介護保険サービス利用者も平成 21 年度の 1, 545 名から平成 25 年度は 1, 835 名と増加してきている。

また、サービスに係る給付額についても、平成 21 年度の 28 億 7 千万円が平成 25 年度は 30 億 5 千 7 百万円と、4 年間で約 6. 5% の増加となっている。

以上の状況から、適正な介護サービスの量及び質を確保するためには、介護サービス従事者の確保及び育成を図ること、及び介護保険運営の効率化を更に進める必要がある。

### 今後の方針

75 歳以上の高齢者が急増する 2025 年に向けて、地域包括ケアシステム<sup>\*10</sup>の導入が必要となり、関係機関との協力体制を構築することが求められているなか、

\*8 地域包括支援センター…介護保険法で定められた、地域住民の保健・医療・福祉の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

\*9 新予防給付…軽度の要介護者（要支援、要介護 1）の方々に対するサービスをより本人の自立支援に資するように改善する目的で創設。

\*10 地域包括ケアシステム…介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の五つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。

広域連合と構成町村は、国の定めた基本方針に沿って介護給付の円滑な実施が確保されるように、相互に連携しながら介護保険事業計画に基づいて、サービス提供体制を確保し、住民福祉の向上を図る。

なお、介護保険事業計画の見直しに当たっては、介護サービス利用者、家族、一般住民等へのアンケート調査等によりニーズ把握に努める。

### **(1) 介護サービスの提供**

ア 要介護者等の実態を踏まえ、利用者本位の介護給付等対象サービスを提供する体制を確保し、構成町村の実情と方針を尊重しながら介護サービス提供体制の平準化に努める。

イ 利用者の人格の尊厳及び選択の自由を尊重した介護給付等対象サービスの提供を推進する。

### **(2) 給付の適正化**

構成町村と連携して、要介護者にならないための予防や意識啓発等を行い、給付の適正化を図る。

### **(3) 人材の育成・確保**

介護保険業務に係る介護保険関係職員等の確保及び要介護者からの要望等を適切に連絡調整できるよう介護支援専門員等の資質向上を図る。

### **(4) 介護保険事務の効率化**

広域連合は、構成町村との連携のもと、広域的かつ専門的な事業運営体制を構築し、圏域における介護保険業務を行っている。

具体的な役割分担としては、構成団体において、主に窓口業務、要介護認定調査を行い、保険者である隠岐広域連合において、被保険者資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付に関する事務、要介護認定業務、介護保険事業計画の策定業務等を行っていることから、次の事務遂行の効率化を図る。

ア 広域連合と構成町村は、相互の責任と協力体制のもとに事務の円滑な実施に努めるとともに事務の共同化を進める。

イ 事務が専門・複雑化するとともに、迅速な対応が求められるため、情報処理システム及び機器の整備を図る。

## [ 3 ]

# 消防の基本方針に関すること

## 現状と課題

圏域における常備消防体制は、隠岐の島町に消防本部並びに隠岐島消防署、西ノ島町に島前分署、海士町、知夫村にそれぞれ出張所を設置しており、各町村の非常備消防（消防団）と密接な連携を図りながら火災・救急・救助等各種消防活動を実施している。

近年の市街地への人口集中、建築構造の変化や自然環境の変化に伴い、災害や事故が複雑化・大規模化の傾向にあること、少子高齢化・核家族化に伴い自助・相互機能が弱まったことによる災害時要援護者の増加など消防防災、救急業務は多様化し、業務量も年々増加する中、消防業務全般に対し、質・量ともにその充実強化が求められている。

平成26年度に、長年の懸案であった消防本部並びに隠岐島消防署庁舎の移転新築に併せて、通信指令システム<sup>\*11</sup>、消防救急デジタル無線整備<sup>\*12</sup>の事業が完了し、圏域内の消防体制の充実強化が図られることになったが、今後も引き続き、関係機関との連携協力体制、大規模災害時等における緊急防災体制の整備、防災意識の啓発等、地域住民の生命、財産を守るために、責務を果たす体制を強化する必要がある。

## 今後の方針

住民の生命及び財産を各種災害から守り、安心・安全の地域づくりを推進するため、関係機関との連携、消防・防火施設等の充実、また、職員の資質向上、専門的知識を有する職員の確保養成を進め、消防力の強化を図る。

### （１）火災予防業務

ア 住宅用火災警報器の普及啓発を推進するとともに、一人暮らしの高齢者世帯の防火診断を進め、きめ細かな指導を実施する。

イ 社会福祉施設、旅館、ホテル、店舗等多数の人の出入りする場所、及び危険物施設への立入検査、指導等の防火安全対策を図る。

\*11 通信指令システム…119番通報受付から災害種別に応じた出動指令・事案管理までを自動化することにより、出動時間の短縮や指令の確実性等を向上させるシステム。

\*12 消防救急デジタル無線整備…従前、アナログ通信方式による音声中心の運用がされてきたが、平成28年5月31日までに電波資源の有効利用のため多様なデータ通信ができるデジタル通信方式の導入が求められた。

ウ 地域住民に対する防火防災意識の啓発活動を推進する。

## (2) 救急業務

ア 高規格救急車の整備と救急救命士の養成を推進し救急隊の充実強化を図る。

イ 隠岐病院・隠岐島前病院等と連携し、救急業務の高度化、研修体制の充実を図る。

ウ 地域住民に対する心肺蘇生法、AED<sup>\*13</sup>操作法等応急手当法の普及啓発を行い、関係機関と連携してAED設置場所の周知を図る。

エ 海士・知夫両出張所における救急車出動時の救急隊員3名乗車体制について関係町村と検討する。

## (3) 大規模災害対策

大規模災害を想定した訓練等を行い、関係機関との連携協力体制を強化し、職員の資質向上、専門的知識を有する職員の確保養成を進め、緊急防災体制の整備を図る。

## (4) 消防庁舎及び消防待機宿舎

ア 老朽化・狭あい化が顕著である隠岐島消防署島前分署及び海士出張所の整備に向け検討する。

イ 消防待機宿舎については、海士町、西ノ島町及び隠岐の島町に整備しているが、老朽化が進んでおり、数的にも不足していることから、現有宿舎の計画的な修繕と公営住宅等の活用により待機宿舎の確保を図る。

## (5) 消防車両

整備計画に基づき、年次的に消防車両更新整備を行う。

---

\*13 AED…Automated External Defibrillatorの略：(体外式自動除細動器)心室細動の際に機器が自動的に解析を行い必要に応じて電気的なショック(除細動)を与え心臓の働きを正常に戻すことを試みる医療機器。

## [ 4 ]

# 障がい者福祉及び障がい児福祉の基本方針に関すること

### 現状と課題

#### 【障がい者福祉】

国の障がい保健福祉施策は、平成25年4月から「障がい者自立支援法」を「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）」に改め、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げた。

仁万の里においても、法律の基本理念に沿って、利用者個々のニーズに対応出来るよう、更にサービス内容の見直しやサービスの質の向上が求められている中、入所施設の老朽化・狭隘化が進み抜本的な施設整備が必要となっていたが、平成24年度から2年間掛けて施設整備を行い、平成26年4月から新たな施設でサービスの提供を開始している。

また、施設整備に併せ、指定管理者制度により、社会福祉法人へ運営主体を移管している。今後は、利用者やその家族の意見を反映させ、利用者サービスの一層の向上を図るため、指定管理者及び関係機関と連携を図る必要がある。

#### 【障がい児福祉】

仁万の里は、児童福祉法に基づく福祉型障がい児入所施設を運営しており、現在、10名の定員に対し6名が入所している。入所児童数は減少傾向にあるが、一方で短期入所（ショートステイ）<sup>\*14</sup>や日中一時支援（タイムステイ）<sup>\*15</sup>の利用は増加傾向となっている。

また、障がいの重度・重複化が進み、職員の質の向上やサービスの多様化・質の向上を図る必要がある。

\*14 短期入所（ショートステイ）…在宅の障がい児・者等について、その家族等が一時的に介護ができないときなどに、短期間入所する事業。

\*15 日中一時支援（タイムステイ）…在宅の障がい児・者等の日中における活動の場（施設における預かり・見守り）を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族（介護者等）の一時的な負担軽減を図る事業。



## 今後の方針

指定管理者・関係機関と協議・連携を図りながら、利用者の高齢に伴う障がいの重度化や障がいの多様な特性に応じた支援体制の充実を図る。

また、児童施設も同様な協議・連携を基に、短期入所や日中一時支援等の在宅サービスの利用に係るニーズの把握に努め、弾力的な運営を推進する。

### (1) 運営主体

施設整備に併せ、社会福祉法人へ運営主体を移管したが、より柔軟でタイムリーなサービス提供を図るため、施設譲渡など諸条件を整備することを前提に、民営への移行を検討する。

### (2) 支援体制

指定管理者及び関係機関と協議・連携を深め、従来のサービスに係る支援体制の充実はもとより、計画相談支援等の地域生活支援事業を推進する。

### (3) サービスの向上

ア 指定管理者と連携し、利用者の安全と人権が保障されるとともに、就労環境や生活環境等、更なる質の向上を目指し、弾力的な職員配置を行いながら、適正な職員配置が出来るよう支援する。

イ 指定管理者と連携し、各種研修を通じ、更に学習と研究を深め、職員の資質向上を図り、利用者のサービスの質の向上へ繋げられるよう支援する。

ウ 職員間での情報共有を強化するとともに、外部の関連施設であるグループホーム<sup>\*16</sup>関係者とも情報共有できる体制作りを推進する。

### (4) 遊休資産の活用

現在、空室となっている生活居住棟について、指定管理者と協議・連携し、地域交流スペースや実習生・ボランティア・保護者等の宿泊施設として有効活用を図る。

---

\*16 グループホーム…ノーマライゼーションの取り組みの一環で、障がいなどにより生活に困難を抱えた人達が、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数で一般的な住宅で生活する生活支援の形態である。仁万の里では知的障がい者を対象とし、食事や入浴、排泄などの介護が受けられるグループホーム等を12棟(定員51名)設置している。(平成26年度末現在)

## [ 5 ]

# フェリー及び超高速船運航の基本方針に関すること

### 現状と課題

隠岐圏域と本土を結ぶ隠岐航路は、本土における国道に相当する機能を有し、島民の日常生活を支える生命線であるとともに、観光をはじめ隠岐圏域の振興を図る上でも不可欠なものとなっている。

しかし、隠岐圏域の人口減少、交流人口（観光客等）の減少、公共事業の減少に伴う関係車両の利用の低迷、更には燃料費の高騰などにより、運航事業者の経営は、厳しい状況となっている。

そのような状況下で、平成19年度にフェリー買い取り等により、安定的な隠岐航路の運航が維持出来るよう行政支援を行ってきた。また、超高速船レインボー2が退役したことに伴い、平成26年3月から中古のジェットフォイル（レインボージェット）を購入し、公の施設として設置・管理している。

今後は、利用者サービスの一層の向上等を図るため、指定管理者及び関係機関と連携を図る必要がある。

### 今後の運営方針

指定管理者・構成団体及び関係機関と協議・連携を図りながら、ダイヤ等の見直しにより利便性が向上し、島民の利用や交流人口が拡大することで、隠岐圏域の振興に不可欠な隠岐航路の維持向上を図る。

#### （1）利用料金の低廉化対策の推進

ア 指定管理者・構成団体等と連携し、広報活動の充実や交流人口の拡大を図り、利用者を増やすことによる利用料金の低廉化を推進する。

イ 離島航路運賃の陸上運賃並料金設定は、離島活性化に欠かせない必要最低限条件の一つであり、離島住民や離島地域の「自主自立」は、航路料金の低廉化対策なくして実現不可能なため、離島振興法にうたわれた「人・物の移動費用の低廉化」の具体的実現に向け、国に積極的に働きかけ、推進を図る。

#### （2）サービス水準の向上

隠岐ジオパークの世界認定（平成25年9月）による新たな顧客ニーズを把握し、指定管理者と連携することで接遇面での向上を図り、利用者の満足度を高め、交流人口が拡大するよう支援する。

### **(3) 超高速船の運航期間の延長**

定期整備（年検ドック）技術やメンテナンス技術の向上を、指定管理者に求めることによりドック期間を短縮し、運航期間の延長を図る。

### **(4) 超高速船の就航率の向上**

更なる操船技術の向上を、指定管理者に求めることにより運航時間の短縮や就航率の向上を図る。

### **(5) ダイヤ等の見直し**

住民ニーズや観光ニーズを十分に把握し、フェリーと超高速船を合わせたダイヤ等の見直しを検討し利便性の向上を図る。

## IV 計画の改定

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画の期間とし、広域連合長が必要と認めたときは、広域連合議会の議決を経て計画の変更を行う。



## 隠岐広域連合事務局

〒685-0104

島根県隠岐郡隠岐の島町都万2016番地

TEL. 08512-6-9150 FAX. 08512-6-3330

URL:<http://okikouiki.jp/>

E-mail:[info@okikouiki.jp](mailto:info@okikouiki.jp)